

石岡耕作協同組合規約

法財人團 協調會福岡出張所

- 第一條 本組合ハ石岡協同組合ト稱ス
- 第二條 本組合ハ金牧郡河東郡ニ於キノ所有シ之レヲ他人ニ耕作者セシムル地主及耕作者ヲ以テ組合ス
- 第三條 本組合ハ組合員ノ親和ヲ強リ土地ニ關スル純農ナル保善施設ヲ遂ケ農事ヲ改良シ共存共榮ノ實ヲ達タルノ目的トス
- 第四條 本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
- 一、農事ノ改善
 - 二、組合員ノ修業和親並ニ組合員ノ加入勵精ニ努ムルコト
 - 三、土地ノ改良保善
 - 四、耕作地ノ検査又ヘ小作料ノ協定
 - 五、小作ニ關スル紛糾ノ防止又ヘ調停
 - 六、自作農ノ獎勵及小作地ノ耕作
 - 七、其他必要ト認ムル事業

福岡市立農業試験場は、農業技術の研究開発と普及を目的として設立された。この規約は、石岡耕作協同組合が運営する農業活動に対する支援や監督のためのものである。規約の中では、組合員の親和性の強化、土地の改良、耕作地の検査、小作料の協定、紛糾の防止など、多岐にわたる農業活動が規定されている。